

公立大学法人青森県立保健大学中期計画（案）

I 中期計画の期間

令和8年（2026年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日までの6年間

II 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置

（1）学士課程

【1】入学者受入（学部）

入学者選抜にあたっては、アドミッション・ポリシーに基づき、保健・医療・福祉の専門職を志向する目的意識が高く、確かな学力と体験から学ぶ力を備えた人材を選抜できるように、選抜方法を工夫する。18歳人口の動向を踏まえ、将来の教育需要を見据えた入学者受入れの在り方について、継続的な検討を進める。

また、県内定着を図る観点から、青森県内の高校生を積極的に受け入れる等、入試制度を継続的に検証し、必要な見直しを行う。

評価指標	○受験者・入学者状況の分析及び選抜方法の検討：毎年度 ○出願者倍率（学部全体）：2.5倍以上を維持（毎年度）
------	---

【2】学生募集対策（学部）

入学者受入れに関する情報として、本学の教育の目的と特色、手厚い学生支援とキャリア支援等について、積極的に発信をする。

このために、多様な学生募集活動を展開する。特に、高校生をはじめとする若年層に対して、各専門分野の学びに対する理解の促進と進学意欲の向上を図る。

評価指標	○県内の高大連携による科目の開講：4科目以上／年 ○地域の若年層に対する職業理解事業の実施：1回／年 ○県内の潜在的志願者に対する本学の魅力発信事業の実施：5回以上／年
------	--

（2）大学院課程

【3】入学者受入（大学院）

地域における高度専門職業人の育成という観点から、外国人を含めて、入学志願者の多様なニーズに対応できるよう、選抜及び受入れを行う。学部からの進学（ストレートマスター）を促し、定員や教育体制に対して適正な数の入学者を確保するとともに、社会情勢や志願状況の変化を踏まえ、定員や入学者選抜方法の見直しを適宜行う。

評価指標	○博士前期・後期課程の定員充足率：前期・後期課程でそれぞれ100%以上
------	-------------------------------------

	○地域におけるニーズ等を勘案した選抜方法の検討や必要な見直しの実施：計画期間内
--	---

【4】学生募集対策（大学院）

地域で医療機関や社会福祉施設の従事者、自治体職員等として働きながら学ぶ機会の活用を促進するために、県内の関連機関や職能団体等と連携して、CNSコースやMPHプログラムを含めて、地域の保健・医療・福祉実践の向上に繋がる教育内容を周知するとともに、多職種連携、学際的研究、社会人への学びの支援という本学大学院の特色を幅広く発信する。

評価指標	○大学院科目の県内就業者への特別聴講の実施：5科目／年
------	-----------------------------

2 学生の育成に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程

【5】教養教育

総合教育科目や学科横断科目を担う「健康科学総合教育部門」を中心に、専門教育の基盤となる体験から自ら学ぶ力を高める教育を行う。このために、体験型の教育機会を拡充し、自ら学習を組み立てる能力や国際性・多様性の視点を育成する教育を充実させる。

【6】多職種連携教育

青森県の地域課題に対応するため、保健・医療・福祉に資する教育を展開し、地域課題を自ら発見して主体的に解決に向けて取り組む力を育成する。多職種横断的な視点を身に着けるために、専門領域を超えた4学科混合のディスカッション型の実践教育を体系的に実施し、統合的な実践力及び多職種協働力に立脚した職業基盤の形成を図る。

評価指標	○学部運営連絡会で部門長、各学科長とで教育内容を確認・検討し次年度に反映：毎年度
【5】【6】	○ヘルスリテラシー科目運営会議を開催し、内容を吟味し、次年度に反映：毎年度

【7】専門教育

ディプロマ・ポリシーに基づき、保健・医療・福祉の専門的知識と技術に加え、多職種連携、地域貢献、倫理的判断力を備えた実践力を持つ人材の育成を目指す。

① 看護学科

人間と環境への深い理解に立脚した科学的知識と看護実践力を育成する。多様な健康課題に対応できる判断力と技術、倫理観を備え、地域・多職種と協働しながら、人々の健康の維持・増進・回復を支援できる看護職の育成を進める。

② 理学療法学科

人体の構造と機能に関する科学的知識と理学療法評価・治療技術を修得し、対象者のQO

Lの向上を支援できる実践力を育成する。倫理観と責任感を持ち、多職種や地域と連携しながら、保健・医療・福祉・介護・予防の各分野で貢献できる理学療法士の育成を進める。

③ 社会福祉学科

人権と多様性を尊重する価値観と倫理観を養い、相談援助を中心とした専門的知識と技術を修得する。地域や多職種と連携しながら、生活課題を抱える人々の自己決定と社会的自立を支援し、共生社会の実現に寄与できる社会福祉専門職の育成を進める。

④ 栄養学科

栄養・食・健康に関する科学的知識とそれらを応用する力を養い、対象者のライフステージや健康状態に応じた栄養管理・栄養教育を実践できる力を育成する。地域や多職種と連携しながら、食を通じて人々の健康の保持・増進とQOLの向上に貢献できる管理栄養士の育成を進める。

評価指標	○各国家試験合格率：全国平均を上回る（毎年度） ○標準修業年限内卒業率（卒業生数／入学者数）：90%以上（毎年度）
------	--

【8】 教学マネジメント（学部）

継続的質向上委員会が教学マネジメントサイクルの管理を行う。

アセスメント・ポリシーに基づき、機関レベル（大学全体）、プログラムレベル（学部・学科）、科目レベル（授業・個別教育活動）の三層において、定期的な点検・評価を実施する。これらの結果を踏まえ、該当部局が教育課程・内容・方法における改善計画を立案・実行し、再評価を行う。

また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しを定期的に行う。

評価指標	○アセスメントプランに基づいた改善計画の立案と実行、再評価の実施：100%（項目のカバー率）
------	--

（2） 大学院課程

【9】 博士前期課程の教育

カリキュラム・ポリシーに沿って、研究の基礎となる科目及び専門科目の授業・実習を行う。CNSコースでは、地域の高度看護人材の育成に資する教育を行う。特別研究や課題研究の計画・実施・論文作成について指導を行い、厳格な論文審査の上、修士の学位を授与する。学術集会、学術誌等での研究成果の発表を推進する。

評価指標	○博士前期課程の学会発表件数：1件／人／年（修了後1年間まで）
------	---------------------------------

【10】 博士後期課程の教育

カリキュラム・ポリシーに沿って、学際的・総合的な視点から高度な専門知識を統合し、新たな価値の創造につなげることのできる研究者育成のための教育を行う。独創性を有す

る研究となるように指導を行い、厳格な論文審査の上、博士の学位を授与する。学術集会、学術誌等での研究成果の発表を推進する。

評価指標	○博士後期課程の学術雑誌への筆頭論文の掲載（掲載決定を含む）件数： 1件／人（修了後2年間まで）
------	---

【11】 教学マネジメント（大学院）

継続的質向上委員会が教学マネジメントサイクルの管理を行う。

アセスメント・ポリシーに基づき、機関レベル（大学全体）、プログラムレベル（大学院）、科目レベル（授業・個別教育活動）の三層において、定期的な点検・評価を実施する。これらの結果を踏まえ、該当部局が教育課程・内容・方法における改善計画を立案・実行し、再評価を行う。

また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しを定期的に行う。

評価指標	○アセスメントプランに基づいた改善計画の立案と実行、再評価の実施： 100%（項目のカバー率）
------	--

3 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

（1）適正な教員採用と編成

【12】 教員編成

社会情勢の変化に対応し、教育、研究、社会貢献、組織運営活動を効果的に推進するため、教員編成方針に基づいた教員の採用と編成を戦略的に行う。任期更新（5年毎）の評価を通じて、教員組織の強化を図る。

評価指標	○教員の新規採用・任期更新の適切な実施：毎年度
------	-------------------------

（2）教員の教育力の向上・教育方法の改善

【13】 教育改善

学生の主体的な学習を促し、授業内容の確実な理解を促進するために、学修成果の把握・可視化により得られた情報を分析するとともに、学生による授業改善アンケートの結果や教員相互の教育方法を共有し、教員の教育力を高め、教育改善を図る。

評価指標	○学生の授業改善アンケートを用いた授業改善実施率：100% ○教育改善を図るための教育方法の共有：1回／年
------	--

【14】 教員の能力開発

教員に求められる教育・研究・社会貢献・組織運営の4分野について、適切な自己目標の設定、達成度の評価、及びフィードバックを通じて、大学教員としてバランスのとれた能力育成を図る。

また、教学マネジメント等により明らかとなった本学の教育の強みや課題に基づき、FD（ファカルティ・ディベロップメント）を企画・実施し、教員の能力開発を進める。

評価指標	○教員の育成評価の実施：毎年度 ○FD研修（SDとの合同を含む）の実施：7件／年
------	---

（3）教育・学修環境の整備

【15】学修環境の整備

教育効果を高めるため、教育備品等の整備計画を策定し、ICT環境の整備等を通じ、教育・学修環境の安全性・快適性・利便性の一層の向上を進める。

評価指標	○学修環境の改善計画の立案と実行、再評価の実施：毎年度
------	-----------------------------

【16】教育のDX ※DXとは、デジタルトランスフォーメーションの略

学修環境の充実を図るため、デジタル技術を活用した学びの機会を拡充し、学生が多様な状況に応じて学ぶことのできる教育体制を整備する。また、先進的なデジタル教材や臨場感のある模擬演習を取り入れる等、教育のDX化を推進する。

評価指標	○教育のDXの推進計画の立案と実行、再評価：毎年度
------	---------------------------

【17】図書館機能

学部生、大学院生の主体的な学びを支援できるよう、学術情報資源を収集し、教育・学修・研究に必要な図書館サービスを提供する。また、利用者のニーズを把握しながら、オープンサイエンスの国内外の動向に対応した支援サービスを提供する。

評価指標	○オープンサイエンスの実現に向けた情報提供（FD研修会等）の実施：1回以上／年
------	---

4 学生への支援に関する目標を達成するための措置

（1）学生生活支援

【18】学生生活支援

学生が心身ともに健やかに学べるよう、安全・安心な学修環境と生活環境の整備に努める。多様な背景をもつ学生の受入れと支援体制を強化するとともに、職業を有する大学院生や外国人大大学院生への生活支援を充実させる。

また、大学間交流やサークル活動等、主体的な活動を促し、学修と課外活動の両立を支援する。

評価指標	○大学生、大学院生の生活調査の実施とそれに基づく学生支援体制の強化：1回／年 ○主体的な学生生活活動への支援：毎年度
------	---

(2) キャリア支援

【19】キャリア支援（学部）

正課教育及びキャリア開発センターの各種事業への参加、大学時代の体験を通じて、学生が社会人として活躍するために必要な基礎的能力を育成する。

学生が自らの強みや志向、課題を認識した上で、建設的なキャリア像を構築できるように支援し、これに整合した進路選択が可能になるよう、教職協働による多面的な支援を実施する。

青森県の保健・医療・福祉の現場で活躍する専門人材の育成という本学の役割を果たすため、学生が県内の保健・医療・福祉に関わる仕事の魅力に触れる機会を増やすとともに、県内の医療機関、社会福祉施設、自治体等で働く卒業生と交流する機会を設ける。さらに、今後も検討を重ね、必要な取組を行い、県内就職に対する学生及び教職員の意識を高め、積極的な進路選択を促進する。

評価指標	<ul style="list-style-type: none">○青森県への理解を促進するための講義：5科目／年○青森県での学外実習の経験：3施設以上／入学時から卒業時○卒業生との交流の実施：各学科1件／年
------	---

Ⅲ 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 研究の実施体制の充実及び研究活動の推進に関する目標を達成するための措置

【20】研究活動支援

地域のシンクタンクとして役割を果たすため、ヘルスプロモーション戦略研究センターに県との連携強化を図るための機能を設け、県の健康課題の解決に資する研究プロジェクト等を推進する。

学部、大学院、図書館、ヘルスプロモーション戦略研究センターの連携を強化し、研究環境の整備、外部研究資金の獲得支援、研究プロジェクトの企画・運営、学内研究費の競争的分配を行う。

学内外での共同研究や学際的研究を推進するため、研究者間の交流機会を設ける。大学院生や若手教員等の研究能力を向上させる支援を行う。研究の国際化やオープン化を進めるとともに、研究の健全性・公正性のために必要な管理を行う。

評価指標	<ul style="list-style-type: none">○研究推進・支援のための研修及び交流の場の開催：6回以上／年○外部研究資金への応募件数：100件以上／年○学内の競争的研究費への応募件数：40件以上／年○研究倫理委員会の開催：12回／年
------	--

2 研究成果の発信及びその活用に関する目標を達成するための措置

【21】研究成果の発信と活用

ヘルスプロモーション戦略研究センターが中心となり、大学院、図書館、キャリア開発センターと連携し、県民のヘルスリテラシー向上に資する公開講座、ホームページ、SNS、大学雑誌、研究発表会等を活用して、地域社会、学術分野及び産業界に研究成果を幅広く発信する。研究成果を国内外に積極的に発表するために、論文刊行費用を、学内の若手研究者等に対して助成する。

評価指標	○学術論文・著作の発表件数：100件以上／年 ○学内の論文発表助成を利用した論文の発表件数：5件以上／年
------	---

IV 地域貢献及び国際交流等に関する目標を達成するための措置

1 地域に必要な人材の輩出に関する目標を達成するための措置

【22】人材の県内定着

キャリア開発センターを中心に、保健・医療・福祉で中核的役割を果たすことのできる人材の輩出及び定着を推進するために、県とともに、市町村、県内医療機関、社会福祉施設及び保健・医療・福祉分野の県内養成機関等関係機関と連携して、本学卒業生をはじめとする若者の県内での活躍・定着を推進する取組を行う。

特に看護学科卒業生については、令和7年（2025年）3月に県が策定した「所得向上・労働力確保に向けた実践プログラム」に掲げる目標達成に寄与するため、県及び県内医療機関、その他関連機関等と連携し、県内への看護人材定着促進に資する事業を行う。

また、本学卒業生のUターン促進のため、卒業生の就業状況を把握し、就職先となる関係機関に関する情報を発信する仕組みを整え、同窓会ネットワークへの支援を充実させる。

評価指標	○地域定着推進のための部局横断型チーム（新設）の体制構築、計画策定、計画に基づく推進：計画期間内 ○青森県の保健医療福祉施設関連事業所の採用・定着推進に関する研修会の実施 1件／年 ○看護師採用に関する情報収集・相談の実施 10施設／年
------	--

2 地域の保健・医療・福祉を担う人材に対する継続教育の実施に関する目標を達成するための措置

【23】保健医療福祉人材のキャリア開発

キャリア開発センターを中心に、県及び職能団体等と連携し、青森県内の現任保健・医療・福祉専門職のキャリア開発や、円滑な多職種連携を促進するためのリスキリング・リカレント教育を実施する。

さらに、医療機関、社会福祉施設の従事者、自治体職員等、働きながら学ぶ意欲のある者

に対して、大学院機能を活用し、質の高い学習機会を提供するとともに、実践に役立つ知見を得るための業務改善に資する調査・研究への支援を行う。

評価指標	○リスキリング・リカレント教育の実施：5件／年 ○大学院科目の県内就業者への特別聴講の実施：5科目／年【再掲】
------	--

3 県との連携や青森県の発展への貢献に関する目標を達成するための措置

【24】地域貢献

地域のシンクタンクとして役割を果たすため、ヘルスプロモーション戦略研究センターに県との連携強化を図るための機能を設け、大学教員の持つ専門性や研究成果を活かし、地域の課題解決に向けた役割を積極的に担う。また、大学を拠点として、公開講座や研修会等を開催し、県民への学びの機会を提供する。地域職能団体と共同のプロジェクトや研修等で、地域住民や地域団体等の活動を支援する。

地域の課題解決に役立ち、学生の多様な体験となるような、学生参画型のボランティア活動を推進し、学生の地域理解と県内定着にも繋げる。

評価指標	○大学を拠点とした地域活動（ボランティア活動を含む）及び県民のヘルスリテラシー向上を目指した事業の実施：10件／年 ○県民の課題解決に向けた研修（公開講座）の実施：4回／年
------	---

4 国際交流等に関する目標を達成するための措置

【25】国際交流・連携

DEI（Diversity Equity Inclusion）の理念の下、海外の大学や研究機関との連携・交流を推進し、短期海外研修等や研究交流活動を実施する。また、学部生・大学院生が国際的な学びを深め、広い視野を持ち専門職として貢献できるよう国際的な交流を支援する。

地域に暮らす外国人の健康課題をグローバルな視点で捉え、青森県の多文化共生社会の推進に寄与し、地域に貢献できる人材育成に取り組む。

評価指標	○国際交流大学間連携及び交流活動・国際共同研究の件数：5件／年 ○県内における国際交流活動への学生の参加者数：延べ15名／年
------	---

V 業務運営に関する目標を達成するための措置

1 青森県基本計画の理念に沿った大学運営に関する目標を達成するための措置

【26】県と連携した大学運営

青森県基本計画の理念を踏まえ、教育・研究等を通じて地域に貢献するため、県と連携して大学運営を進める。

評価指標	○県と法人理事等との意見交換会の開催：2回程度／年
------	---------------------------

2 組織体制の強化に関する目標を達成するための措置

【27】組織体制

理事長のリーダーシップにより迅速かつ戦略的に意思決定できるマネジメント体制の確保・充実に取り組む。

大学を取り巻く社会情勢の変化を見据えた、大学の在り方について継続的な検討に呼応し、課題に的確かつ迅速に対応できるよう、組織体制について適時・適切に再編・見直しを行う。

評価指標	○理事長のリーダーシップにより迅速かつ戦略的な意思決定ができる体制を整えるための会議の開催：常勤理事等週1回程度、部局長等月1回程度
------	--

【28】職員の育成と評価

事務職員については、長期・計画的な育成を図るための人材育成方針に基づき、ジョブローテーションによる多様な業務経験の獲得、職位に応じた研修や意識改革・能力向上のためのSD（スタッフ・ディベロップメント）研修の実施等により、職員の育成を推進する。

適正な人事評価を実施し、その評価結果を人事配置や給与への反映等に活用する。

人材育成方針及び人事評価制度については、職員力向上の観点からも適切に運用する。

評価指標	○SD研修（FDと合同含む）の実施：2回以上/年 ○人事評価の実施：毎年度
------	--

3 組織運営の効率化及び改善に関する目標を達成するための措置

【29】業務運営とDX化

業務全般については、社会情勢の変化等を踏まえ、簡素・効率化、効果的な方法への改善等の観点から、継続的に検証・見直しを行う。

社会における急速なデジタル化の進展を踏まえ、業務にデジタル技術を活用したDX化を推進し、業務の効率化や教職員の生産性の向上、学生等の利便性の向上を図る。

また、各種委員会に事務職員が委員として参画し、教職協働による大学運営を推進する。

評価指標	○教育・事務部門のDX化の推進：計画期間内2件以上
------	---------------------------

【30】教職員の働き方改革

働きやすい環境づくりのため、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

教職員のやりがい・働きがい向上のため、教職員の声を聞きながら、モチベーションアップのための取組や健康で心にゆとりをもって働くことのできる職場環境づくりを推進する。

評価指標	○ワーク・ライフ・バランス推進に係る方針の策定及び実行：計画期間
------	----------------------------------

	内
--	---

4 人権啓発及び多様性・社会的包摂に関する目標を達成するための措置

【31】人権啓発

学生及び教職員の人権侵害の防止対策を徹底するため、ハラスメント防止や人権意識の向上に係る研修等を実施するとともに、相談窓口を設置して人権に関する相談・苦情に適切に対応する。

評価指標	○人権啓発及び多様性・社会的包摂に関する研修の実施：2回／年
------	--------------------------------

【32】多様性・公平性と社会的包摂

多様な価値観を尊重し、すべての教職員・学生が能力を最大限に発揮できる環境を提供するため、新たにポリシーを定め、多様性・公平性を尊重する社会的包摂の推進に取り組む。

評価指標	○社会的包摂に関するポリシーの策定と実行：計画期間内
------	----------------------------

5 安全管理に関する目標を達成するための措置

【33】リスクマネジメント

大学におけるリスクに迅速かつ的確に対応できるよう、研修及び訓練を企画し、実施するとともに、その結果を検証し、見直す等、リスクマネジメント体制を有効に機能させる。

評価指標	○研修及び訓練の実施：3回／年
------	-----------------

【34】情報セキュリティ

デジタル技術の進歩やセキュリティリスクの増大に対応し、関係規程類やハードウェア等を適宜見直し、情報の管理体制及び運用の適正化を図る。教職員や学生に、個人情報保護の理解促進、知識やスキルの向上のための講習等を実施し、リスク管理を行う。

評価指標	○情報セキュリティに関わる教育・研修の実施：2回／年
------	----------------------------

6 コンプライアンスと内部統制に関する目標を達成するための措置

【35】コンプライアンス

法令遵守に関する研修等を実施し、犯罪や不法行為の未然防止等に取り組むとともに、各業務の自己点検・評価や、監事監査及び内部監査を計画的に行い、本学の内部統制システムの有効性を確保する。

評価指標	○監査指摘事項改善率：100%
------	-----------------

VI 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 自己収入及び外部資金の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 教育関連・財産関連等収入に関する目標を達成するための措置

【36】教育関連・財産関連収入

社会的事情並びに他大学の状況を分析し、必要に応じて学生納付金等の見直しを行い、適正な料金を設定する。

使用料又は利用料について、社会情勢等に対応した見直しを行い、適正な料金設定のもと、大学施設を広く一般に開放する。

評価指標	○自己収入の確保：運営費交付金算定で見込んだ収入額程度（毎年度）
------	----------------------------------

(2) 外部資金（研究関連収入等）に関する目標を達成するための措置

【37】外部資金

ヘルスプロモーション戦略研究センターを中心に、研究活動を推進することにより、科学研究費助成事業や他の競争的資金、受託研究費、奨学寄附金及びその他の寄附金等の獲得に取り組む。

評価指標	○外部研究資金・寄付金による自己収入の確保：第三期中期計画期間（令和2～6年の平均）以上（毎年度）
------	---

2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置

【38】予算執行

日常の業務指導のほか、教員会議や職員会議を通して、職員のコスト意識の向上に取り組む。

また、予算を適正かつ効率的に執行するため、年度初めに予算執行方針を策定する。

評価指標	○予算執行方針の策定及び実行：毎年度
------	--------------------

3 資産の運用管理及び施設設備の活用に関する目標を達成するための措置

【39】資産の運用管理・施設設備の活用

大学の有する物的資産である施設設備については適切な運用管理に努め、教育研究推進のために、施設設備の維持管理を行う。特に、安全安心な教育研究環境を確保する観点から、長期保全計画に基づき、定期的な調査点検及び計画的な機能確保・補修を行い、有効活用を図る。

評価指標	○施設等長期保全計画の策定・ローリング：適宜
------	------------------------

Ⅶ 自己点検・評価、情報公開及び発信に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

【40】自己点検・評価

継続的質向上委員会が中心となり、大学の自己点検・評価の方針のもとに、自己点検の実

施計画を定め、適切に実施する。是正・改善が必要な事項を抽出し、業務の計画立案、実施、結果の点検及び改善の一連の過程を継続的に循環させることにより、組織運営の質向上を図る。

評価指標	○中期計画進捗状況の自己点検の実施：1回／年 ○改善計画の立案と実行、再評価の実施率：100%
------	--

【41】 外部評価

大学の自己点検・評価の方針のもとに、監事監査、第三者機関による外部評価（独立行政法人評価委員会、大学認証評価）、各学問分野別評価について実施計画を定め、適切に実施し、その結果を公表する。是正・改善が必要な事項について、継続的質向上委員会において改善計画を立案して改善に取り組む。

評価指標	○認証評価及び分野別評価：適合
------	-----------------

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

【42】 情報公開

法人の意思決定や執行に至る状況、及び、大学設置基準に定められた教育研究に関する情報をホームページ上に適時適切に公開する。

※大学設置基準に定められた教育研究に関する情報とは、教育目的、基本組織、教員情報、入学情報、卒業情報、カリキュラム、DPとその評価基準、教育環境、徴収する費用、学生支援である。

評価指標	○大学設置基準に定められた教育研究に関する情報及び意思決定機関の議事概要の公表：全項目
------	---

3 広報の推進に関する目標を達成するための措置

【43】 広報

大学の認知度・ブランド力を高めるために、本学の魅力と特色を、学部・大学院受験生をはじめとして地域社会、日本、世界に発信する。このために各種広報媒体を有効に活用した広報活動を展開する。

評価指標	○広報計画の立案とこれに則った実施：毎年度
------	-----------------------

Ⅷ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和8年度～令和13年度）

（単位 百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,124
自己収入	3,766
授業料等収入	3,549
雑収入	217
受託研究等収入	84
補助金等収入	0
計	13,974
支出	
業務費	12,133
教育研究経費	3,918
人件費	8,215
一般管理費	1,757
受託研究等経費	84
補助金等事業費	0
計	13,974

（算定の考え方）

- （1）第三期中期目標期間の実績等を踏まえ、人件費を含め一定の仮定のもとに試算されたものであり、各事業年度の予算額については、予算編成過程において再計算され決定される。
- （2）運営費交付金については、業務費及び一般管理費の支出額から自己収入を差し引いて算定される。また、高等教育修学支援制度に伴う授業料等減免に要する経費については、毎年度当初予算編成過程において所要額を見込み決定される。

2 収支計画（令和8年度～令和13年度）

（単位 百万円）

区 分	金 額
費用の部	13,835
經常費用	13,835
業務費	11,880
教育研究経費	3,581
受託研究費経費等	84
役員人件費	180
教員人件費	6,206
事務職員人件費	1,829
一般管理費	1,757
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	198
臨時損失	0
収益の部	13,974
經常収益	13,974
運営費交付金収益	10,124
授業料等収益	3,549
受託研究等収益	84
補助金等収益	0
雑益	217
財務収益	0
臨時収益	0
純利益	139

3 資金計画（令和8年度～令和13年度）

（単位 百万円）

区 分	金 額
資金支出	13,974
業務活動による支出	13,637
投資活動による支出	337
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	13,974
業務活動による収入	13,974
運営費交付金による収入	10,124
授業料等による収入	3,549
受託研究等による収入	84
補助金等収入	0
その他の収入	217
投資活動による収入	0

IX 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2億5千万円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

X 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし。

XI 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

XII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等に充てる。

XIII 青森県地方独立行政法人法施行細則（平成20年4月青森県規則第22号）で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等を行う。なお、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備が追加されることがある。

2 人事に関する計画

(1) 人員配置に関する方針

教育研究の質の向上と地域ニーズへの的確な対応を実現する観点に立って、適正な人員配置に努め、効率的かつ効果的な大学運営を図る。

(2) 人材確保及び育成に関する方針

人事評価制度により、教員の教育研究諸活動の活性化と一層の充実及び事務職員の資質の向上を図るとともに、公募制及び任期制等の活用により、優秀な人材の確保に努める。

また、教員については、教育能力の向上を図るため、FD研修、学生による授業改善アンケート及び教員相互の教育方法の共有等を実施し、事務職員については、業務運営の改善及び効率化を図るため、各職位に応じた研修並びに専門知識及びスキルなどの能力向上研修を実施する。

3 中期目標の期間を超える債務負担

なし。

4 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等に充てる。

5 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし。